

新宿区空家等対策計画【改定に伴う主な変更点】

改定前		改定後	
項目		項目	主な改定内容
第1章 計画の目的と位置づけ	● →	第1章 計画の目的と位置づけ	・ 特措法の改正施行（R5.12）に伴い、旧条例を廃止し、新条例を施行（R7.4）したことを受け、用語の定義に「 管理不全空家等 」を追加
第2章 新宿区の空家等の現状	● →	第2章 新宿区の空家等の実態	・ 令和6年度に実施した空家等実態調査の内容に更新
第3章 新宿区におけるこれまでの対応	● →	第3章 新宿区におけるこれまでの対策	・ 現行の計画に基づき開始した 空家等無料相談会の実績 を追加 ・ 空家等実態調査（平成28年実施）からの改善状況を追加 ・ 相続登記の義務化（R6.4～）に関する周知を追加
第4章 空家等対策の推進	● →	第4章 空家等対策の基本方針	・ ①発生抑制の促進、②適正な管理と利活用、③管理不全空家等及び特定空家等への法的対応など、空家等の 各段階に応じた施策を体系化
		第5章 空家等に対する施策の展開	・ ①発生抑制の促進では、 高齢者総合相談センターや社会福祉協議会などの福祉関係部署との連携強化 など、相談体制の充実に向けた施策を具体化 ・ ②適正な管理と利活用では、 利活用促進にノウハウを持つ民間団体等との連携 を追加 ・ ③管理不全空家等及び特定空家等への法的対応では、防災・防犯上の問題や建物倒壊、周辺の生活環境や景観の悪化等からの早期健全化を図るため、次の内容を追加 ア. 従来の特定空家等に加えて、 管理不全空家等の所有者等に対しても早期の助言や指導等を実施 イ. 相続人不存在、所有者不明空家等により当該空家等に対処するための必要な措置を講じることができない場合に、 必要に応じて不在者財産管理人制度や相続財産清算人制度等を活用
第5章 空家等対策の実施体制	● →	第6章 実施体制・実現化方策	・ 空家等対策の推進にあたり、必要に応じて適切な担当部署や専門家団体等と連携・協力していくための「 庁内組織 」を追加 ・ 財産管理制度の活用など、新たな制度への対応に向けた 専門家団体等との連携 を追加 ・ 情報共有や解決困難事例の研究等に向け、 都や自治体間との連携 を追加